

公的機関の職員を装った 悪質業者にご注意!



最近、公的機関の職員を装って訪問してきた業者による悪質な訪問販売が増加しています。販売目的を隠し、訪問してくるので、注意しましょう。

A子さんの相談



作業着姿の人が「水質検査をしています。」と言うので、町の水道課の職員だと思い、検査をしてもらった。検査後、「水質がよくないので、浄水器を設置したほうがよい。」と言われ、健康のために良いと思い、契約した。町で浄水器の販売をしているの？

B子さんの相談



作業着で訪問してきた人が「今無料で、下水管の点検をしています。」と言うので、町から依頼された業者だと思い、点検をお願いした。点検後、「下水管が汚れているので、すぐに掃除しないと大変なことになります。」と言われたので、清掃をお願いした。その際、代金を請求されたので支払ったが、町から依頼された業者が、家の下水管の清掃をして、代金を請求することはあるの？

お答えします

町の職員が浄水器などの器具の販売や、業者に依頼して家の排水管などの点検・清掃をすることはありません。なお、町が水道メーターの交換をする場合は、事前に『はがき』などでお知らせした後に、町から委託された業者がお伺いし、無料で交換します。宅地内の給排水設備は各個人で管理していただくものですので、基本的に町の職員がお伺いすることはありません。「すぐに掃除しないと大変なことになります。」などと言われても、その場では契約しないようにしてください。

問合せ

埼玉県消費生活支援センター春日部
☎048(734)0999
午前9時30分～正午
午後1時～4時(土・日・祝日は休業)
町消費生活相談
☎93 7700
毎週月曜日 午前10時～正午 午後1時～3時
産業振興課 内線245・246

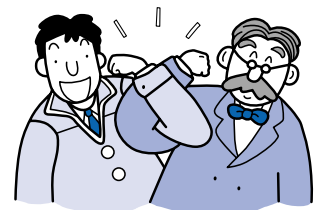
アドバイス

訪問者の身元や作業内容をよく確認する。
「無料」という言葉にまどわされないで、本当に必要なものであるかをよく考える。
少しでも不審と感じたら、関連する官公署等に問い合わせをする。
作業を終了した後や代金を支払った後でも、解約が可能な場合もあるので、「だまされた。」と思ったら、すぐに消費生活相談に相談する。

10月は 「労働保険適用促進月間」です

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」の総称で、政府が管掌している保険制度です。労働者が業務上の事由や通勤途中に負傷などをした場合や失業などをした場合に必要な保険給付等を行っています。

労働保険は、原則として労働者を一人でも雇用する事業主は、加入手続きを行い、保険料を納付する必要があります。未加入の事業主のかたは、加入の手続きをするようにしてください。



問合せ 埼玉労働局労働保険徴収課
電話 048 600 6203



10月の消費生活相談

相談日等 10月2日(月)、11日(水)、16日(月)、
23日(月)、30日(月)
午前10時～正午 午後1時～3時
(都合により相談日が変更になることがありますので、事前にご確認ください)